

令和二年十一月二十七日提出
質問第四八号

繁華街にある商業ビルからの飛び降り防止に関する質問主意書

提出者 青山雅幸

繁華街にある商業ビルからの飛び降り防止に関する質問主意書

本年十月に、大阪梅田の繁華街において、商業ビルの屋上から人が飛び降り、路上にいた人をも巻き添えにする死亡事故が起きている。同様の巻き添え死の事故は、平成十二年に新宿、十九年に池袋でも発生している。

このような巻き添え事故を含め、繁華街の商業ビルからの飛び降りは度々起こっており、その都度ビルの管理者が対策を強化しているものの、国からは明確な対策が未だ出されてはいない。

商業ビルの屋上は、災害時の避難場所として活用されることもあるため、経路を遮断することは困難ではあるが、このような巻き添え死を伴う飛び降りを防ぐために、屋上進入を知らせる警報装置の設置基準や、飛び降りを防ぐためのフェンスやネットの設置基準等の導入を国は検討すべき時期に来ているのではないか。

とりわけ、人通りの多い繁華街での飛び降りは、巻き添え死の可能性が高くなるだけでなく、目撃者も多くなり、目撃者が心的外傷後ストレス障害などを発症することも危惧されている。

そこで、以下質問する。

一 政府は、繁華街にある商業ビルからの飛び降り防止のために、これまでどのような施策を講じてきたか。

二 政府は、商業ビル、とりわけ歩行者の多い繁華街の商業ビルからの飛び降りを防止するため、屋上進入時の警報装置や、飛び降り防止フェンス、ネットの設置等を義務付けるべきではないか。

三 繁華街の商業ビルでは、飛び降り以外にも、外壁や外看板の脱落等の落下物による危険がある。落下物等の危険から歩行者等を守るために、人が立ち入れない花壇のような空地や、落下物を受け止めるテラス屋根のような構造物のある公開空地の設置は、飛び降りや落下物による事故の防止に有効と考えられる。そこで、往来の激しい繁華街においては、容積率の更なる緩和等のインセンティブを与えることを条件に、一定基準以上の商業ビルに上記のような公開空地の設置を義務付けてはどうか。

右質問する。